府　令

○内閣府令第十二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一の別記様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第二の別図一、別図三及び別図八中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第四号、別記様式第六号の別紙、別記様式第七号から別記様式第九号まで、別記様式第十号から別記様式第二十七号まで、別記様式第三十四号から別記様式第四十七号まで、別記様式第四十八号から別記様式第五十二号まで、別記様式第五十三号、別記様式第五十九号の別紙一から別紙三まで、別記様式第五十四号から別記様式第五十八号まで、別記様式第六十四号の別紙、別記様式第六十六号から別記様式第七十七号まで、別記様式第七十七号の別紙、別記様式第七十八号、別記様式第七十八号の別紙、別記様式第七十九号、別記様式第七十九号の別紙、別記様式第八十二号から別記様式第八十四号まで、別記様式第八十六号並びに別記様式第八十七号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（道路交通法施行規則の一部改正）

第二条　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一の三から別記様式第一の三の五まで、別記様式第三から別記様式第三の五まで、別記様式第四、別記様式第四の三、別記様式第五、別記様式第五の四、別記様式第六、別記様式第九、別記様式第九の二、別記様式第十二から別記様式第十三の五まで、別記様式第十六から別記様式第十九の三の四まで、別記様式第十九の三の八、別記様式第十九の三の九、別記様式第十九の四から第十九の六まで、別記様式第二十一から別記様式第二十二の四まで、別記様式第二十二の六から別記様式第二十二の八まで、別記様式第二十二の十三まで、別記様式第二十四の三及び別記様式第二十八の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（火薬類の運搬に関する内閣府令の一部改正）

第三条　火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十五年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部改正）

第四条　指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三、別表第五及び別表第八中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第四号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部改正）

第五条　猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第二号の別紙、別記様式第三号、別記様式第五号から別記様式第七号まで、別記様式第七号の別紙、別記様式第八号から別記様式第十号まで、別記様式第十号の別紙及び別記様式第十一号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（自動車安全運転センター法施行規則の一部改正）

第六条　自動車安全運転センター法施行規則（昭和五十年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二から別記様式第五まで、別記様式第五の別紙及び別記様式第六の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部改正）

第七条　核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十三年総理府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第四までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部改正）

第八条　放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十六年総理府令第三十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（警備業法施行規則の一部改正）

第九条　警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十六号まで及び別記様式第十八号から別記様式第二十一号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部改正）

第十条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第八までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。